3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区横川字サゝノタラ二三〇八、二三一〇、二三五〇、二三五一、二三五四、字ハツノクボ二三〇九、二三一三、二三三九から二三四二まで、字ウルシノ谷二三一二、字大ウロ二三一七、二三二九、二三二〇の一、二三二〇の二、二三二二の一、二三二三から二三二五まで、二三二六の一から二三二六の三まで、二三二七、二三二八、二三三三・二三三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三三四の一、二三三四の三、二三三七、字キノコソフレ二八八一、二八八四、二八九六、二八九七、二八九九、字大ナキクボ二八八九、字ヌタクボ二九〇五、字タルノヤ二九二九（次の図に示す部分に限る。）二九三八、二九三九、二九四一から二九四三まで、字明星二九四四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市江川字蕨原一六七九の一、字伏ノ元一六八〇の四、字カウシキ二〇〇七の三三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字呼野字白石四一一から四一三まで・字東山六〇一の二四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市千手字山ノ神六七、六八、七四、八一、九一、九五、九九、一〇〇、一〇二、一〇四の一、一一五の一、一一五の二、字一丁五反五二〇の一、字ヒラサコ五五一、六六八、六七三の一、六七三の二、六七八、七〇一、字五本松九八四、九九三の一、九九九の三、一〇〇二、一〇二六、字梅ヶ葉山一〇四二の一、一〇四二の二、一〇四二の三、一〇四三の一、一〇四三の二、一〇四四、一〇四五の三、一〇五二、一〇五三、一〇六九、一〇七五の一、一〇七八、一〇七九の一、一〇九〇の一、字水上一一三一の一、一一六二、一一六四、一一六六の一、字六郎町一五二五の一、一五三一の二、一五三九、字大谷二七四九の三、二七四九の六、二七四九の七、二八〇六、二八三〇の一、二八三三、字別所二八七〇の五、二八七七、二八八〇の一、二八九二、二八九六の二、二八九六の五、二九四〇、字石原谷二九五五、二九八四、二九八六、二九八七、二九九二、三〇二三の一〇、三〇二三の一一、三〇三二の七、字古ヤシキ三〇五五、三〇八四、三一五一、三一五二、字シモノサコ三一六三、字マナコ三二四一の二、字大原三三三九の四、字ナカノ三三四六の四、三三四六の八、三三四六の九、三三四九、三四三四、三四三五の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町笠原字左手上八一四六の一（次の図に示す部分に限る。）、字古賀倉八一五七の一、字ウツキ八二六〇の一、八二六〇の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字古賀倉八一五七の一・字ウツキ八二六〇の一・八二六〇の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字左手上八一四六の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字小井手一八五六の一、一八五六七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備